東京圏(東京・埼玉・千葉・神奈川)から 平川市への移住(就業・起業)で移住支援金を支給します!





◆2人以上の世帯での移住の場合: **100万円**(¥)

※子育て世帯なら18歳未満1名につき、令和4年4月1日以降に 転入した場合は30万円、令和5年4月1日以降に転入した場合 は100万円を加算します。

◆単身での移住の場合:**60万円**

※以下のフローチャートは対象要件の概要版であり、受給対象となることを保証するものではありません。

1. 移住先に関する要件 ✓

「移住支援金」の申請時点で、平川市へ転入後1年未満であり、かつ、5年以上継続して居住する意思がある。



YES

2. 移住元に関する要件 ✔

平川市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上かつ

平川市に転入する直前に連続して1年以上



東京23区内に在住、または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23 区内へ通勤していた

※東京圏(条件不利地域を除く)に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も本事業の移住元の対象期間とすることができます。



対

象

受

給

YES

3. 就業・起業に関する要件 ✔

次の①~④のいずれかに該当している。

- ①マッチングサイト「あおもりジョブ」に掲載されている対象求人に新規就業している。
- ②青森県が実施する「あおもり移住起業支援事業補助金」の交付決定を受けて 1年以内である。
- ③「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して就業している。
- ④所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、 平川市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うテレワーカーである。



LYES

移住支援金の対象の可能性があります。



※詳しくはお問い合わせください。

マッチングサイト 「あおもりジョブ」 はコチラから





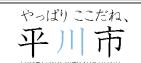
詳しい要件や 申請書の ダウンロードは コチラから



平川市の 移住支援制度や イベント情報は コチラから







【お問い合わせ先】

平川市総務部 政策推進課 政策推進係

20172-55-5737

⊠seisaku@city.hirakawa.lg.jp